

加盟校の皆様へ

2024年12月21日
関東学生ゴルフ連盟
会長 北口 博

臨時学生総会開催に関する緊急のお知らせ

本年も残すところ10日程となりました。
加盟員の皆様におかれましては、学業に、ゴルフに励んでいらっしゃるかと思います。
今年も本連盟の活動にご協力を頂き、誠にありがとうございました。

さて、12月15日に本連盟HPに12月22日開催の臨時総会の案内が掲載されました。
本連盟関係者及び外部の識者の方と検討致しました結果、本案内にあります総会は開催要件を満たしていないとの結論となりました。
以前から申します通り、加盟員の皆様が忌憚のない意見を交換する事は大いに結構な事と考えておりますので、「総会」ではなく意見交換の場として活用頂ければ宜しいかと考えております。

直前のご案内となり恐縮ではありますが、ご承知おきの程よろしくお願い致します。
組織運営に際してはルール（規約）に従う必要があります。ルールを違えてしまいますと1000人を超える組織の運営は出来ません。私を含めて全ての関係者が1つのルールに則り行動をする事が大切であると考えております。

尚、12月1日の臨時学生総会の席上で話題となりました規約の改定につきましては、新たに規約改定検討委員会を創設して、外部識者を交えて議論をして行く所存です。
時代の変化を尊重しつつも、学生スポーツらしさを残した規約を創るべく努力して参りますので何卒ご協力のほど宜しくお願い致します。

本連盟規約に関する解釈を以下のように付記致します。

1. 総会の開催手続きについて

- ・招集手続き（第17条1項）

総会は、理事会の決定に基づき、会長が招集する。

→一部の学生理事の賛成はあるものの、理事会としての決定がされていない。

また、招集は学生理事が実施しており、招集手続きが会長によって行われていない。

本総会は手続き上の瑕疵があることから、加盟校の全員出席がなされない限り、決議は無効となる可能性がある。

2. 本総会の議決権を巡る対応状況について

①前提

総会は、総加盟校の3分の2以上の出席により成立する。(第18条)

②出席者

- ・加盟校の主将
- ・加盟校の主務
- ・加盟校に所属する学生で会長が出席を認めた者
- ・会長の同意を得た理事(第42条(3))

に限定される。

③議長

総会の議長は会長が務める必要がある。(第18条)

上記出席者以外の者については、傍聴のみを議長の裁量として可能。

傍聴者の発言によって議事の進行に影響を及ぼした場合、決議の無効事由となる。

3. 白票委任について

総会での議決権行使は、加盟校の意思を反映されるための重要な権利であることから、何らの意思表示が無いにも関わらず、出席をしないことのみをもって、白票委任するとの扱い(出席として扱う)は、決議の有効性に重大な疑義が生じる。

更に、白票委任する相手方も不明であること、招集手続きにも瑕疵があることからすれば、欠席をもって白票委任をするとの運用は、決議の無効事由となる。

4. 総会の定足数(開催要件)の充足について

規約第18条では、「総加盟校の3分の2以上の出席」と規定している。

そのため、欠席校が19校以上いる場合は、定足数を満たさずに総会の開催はできない。

以上